令和3年度岸和田市障害者自立支援協議会ＰＲ動画等の作成に係る仕様書

１．目的：　岸和田市障害者自立支援協議会の活動内容を市民の方々にお知らせするとともに、活動を支えている委託相談支援事業所の紹介をすることで、身近な地域に日常生活の困りごとについて相談できるところがあることを周知する。

２．ＰＲ方法：ＰＲ動画等を作成し、岸和田市福祉部障害者支援課内ウェブサイトに掲載する。

３．ＰＲ動画概要：

YouTube（視聴回数がわかる方法ならそれ以外でも可）にチャプター付きでアップする。

合計2分程度

第1部（60秒程度）

障害者自立支援協議会のＰＲ。スライドを作成し、視覚障害者のために説明の音声も加える。

第2部（1事業所10秒程度：計60秒程度）

6事業所（岸和田北部・久米田・都市中核・岸和田中部・牛滝の谷・葛城の谷）の紹介。音声・テロップ入り。

　　　※視覚障害者及び聴覚障害者にも配慮したものにすること

４. 業務内容

（１）企画・映像制作

受託者は実施目的を踏まえた企画提案を行い、市と協議の上、企画の方向性を決定し、映像を制作すること。

なお、映像イメージは次のとおり。ただし、あくまでイメージであり、受託者から有効な企画提案があれば内容を変更する場合がある。

① 岸和田市障害者自立支援協議会紹介映像のイメージ

ア 動画、静止画、ナレーション、テロップ、アニメーション、音楽及びその他必要な表現手段を用いて制作する。

イ 紹介項目

・岸和田市障害者自立支援協議会の概要

・委託相談支援事業所の紹介

ウ 映像時間

２分程度

（２）編集等

次のとおり編集等を行うこと。

①岸和田市及び委託相談支援事業所の作成した素材の使用

岸和田市及び委託相談支援事業所の作成した素材を利用して編集作業を行うこと。

② 音声

オリジナル音楽等(フリー素材)を使用すること。曲の選択は、岸和田市と協議すること。

③ ナレーション

ナレーションは原稿をもとに動画に合わせて入れること。ナレーターについては岸和田市と協議すること。

④ テロップ・アニメーション

テロップやアニメーションを必要に応じて使用すること。 必要に応じてルビを振ること。

⑤　チャプター

　 第1部については、スライドごとにチャプターを付けること。

第2部については、各事業所の動画開始箇所がすぐ表示（視聴）できるよう、チャプターを付けること

⑥　動画配信用映像の編集・制作

①から⑤は、聴覚、視覚障害者等にも配慮したものとすること。

Youtube等で動画配信するため、動画配信用の映像として編集すること。

⑦ プレビュー

仮編集の段階で複数回のプレビュー（映像によるチェックをいう。）を岸和田市から受けること。

⑧ 岸和田市の確認

上記の各工程において岸和田市のチェックを必ず受けること。

（３）調整

受託者は、上記（１）～（２）を実施するため、岸和田市と綿密な打合せを行うこと。（動画編集・音声・ナレーション挿入・動画配信用映像の編集・制作、仮編集に関する打ち合わせ等、動画作成に関する全てを含む）

５ 成果物

（１）DVD ２枚

パソコン・DVDプレイヤー等の映像機器で視聴可能なもの

Youtubeにアップロードできるようファイルサイズ等を編集したもの

また、（１）の映像規格等は次のとおりとする。

・DVD－Video 形式（拡張子：wmv及びmp4の２種類）

・リージョンALL

・画角は、１６：９とする。

・クオリティーは、ハイビジョンもしくそれ以上とする。

・DVDは１枚ずつ個別のハードケースに収納、ジャケットを作成すること。ディスク　にはDVDのタイトル名等を印刷すること。

６ 納入期限

令和４年３月10日(木)

７ 納入先

岸和田市福祉部障害者支援課

８ 権利の帰属

（１）成果物の二次利用も含めて出演者の肖像権やBGM等の第三者が有する著作権及びその他の権利について、受託者は権利処理を行い、本業務における全ての成果物の著作権及びその他の権利は全て岸和田市に帰属する。成果物は岸和田市が作成するウェブサイトや各種広報媒体等に自由に使用することができるものとする。

（２）受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

（３）受託者は成果物について第三者の権利を侵害する恐れが生じた場合は、無償で当該権利の侵害を回避するための措置を講じる。

（４）結果として未使用となった映像・写真についても成果物と同様の取り扱いとする。

９ その他留意事項

（１）受託者は、本業務の遂行に当たって、関係する法律等を遵守しなければならない。

（２）本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

（３）受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への漏えいを行ってはならない。

（４）打合せ及び取材に係る交通費、取材経費等については受託者の負担とし、岸和田市が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えておかなければならない。

（５）その他本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に定めない事項については、岸和田市と受託者が相互に協議の上、決定する。